

第 4 健康推進班

1 健康おきなわ21（第2次）の推進

【経過】

沖縄県では、健康増進法（第8条）に基づき平成14年1月に県民の「早世の予防」「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」を目的に「健康おきなわ2010」を策定し、平成20年3月に長寿世界一復活に向けた行動計画「健康おきなわ21」へ改定、県民行動指針「チャーガンジューおきなわ9か条」を決定、県民一体の健康づくり運動に取り組んできた。

平成30年2月公表の平成27年道府県別生命表では本県の平均寿命は男性が30位から36位、女性は3位から7位へ前回公表より順位を下げ、長寿県の地位が危機的となった。この状況をふまえ平成26年3月に、県では「2040年に男女とも平均寿命日本一」を長期目標とする「健康おきなわ21（第2次）～健康・長寿おきなわ復活プラン～」を策定し、平成30年3月に「健康おきなわ21（第2次）中間報告書」で評価し目標達成に向けて推進している。

八重山保健所では、平成26年度に市町村や関係団体等22団体で「八重山地区健康おきなわ21推進会議」を設置している。地域と職域が連携し、八重山管内地域住民の健康増進と生活習慣病の一次予防及び重症化予防に取り組み、QOLの向上と健康長寿の延伸を目指し、また、地域の健康格差の縮小や社会環境の整備に力を入れPDCAサイクルに従って事業展開をしている。

【八重山保健所の健康づくり事業費の内訳】

県民健康づくり推進事業費	健康づくり事業	①各種健康づくりに関する週間、月間における普及啓発事業（パネル展示、横断幕掲揚、地元マスコミ記事掲載、ラジオCM放送、ポスター作成等）
	生涯にわたる健康づくり事業	①研修会の開催 ②健康増進事業担当者会議の開催 アがん検診に関する調整会議 イ健康づくり事業に関する調整会議
	地域・職域連携推進事業	①地域職域連携推進会議（八重山地区健康おきなわ21推進会議を兼ねる）及び各部会の開催 ②地域・職域対象への健康教育等
健康増進計画推進事業費	健康おきなわ21推進事業	①八重山地区健康おきなわ21推進会議（地域職域連携推進会議を兼ねる） ②「Let's健康おきなわ21」リレーエッセイ（新聞掲載） ③普及用媒体作成
	たばこ対策促進事業	①改正健康増進法の普及啓発 ②改正健康増進法に伴う立ち入り検査等
	糖尿病予防戦略事業	①栄養情報提供店登録推進事業 ②研修会の開催
歯科保健推進事業費	歯科保健推進事業	①フッ化物応用の推進 ②かかりつけ歯科医の普及 ③研修会の開催
歯科衛生事業費	歯科衛生事業	①市町村支援 ②歯と口の健康週間
栄養改善対策事業費	栄養改善関連事業	①市町村支援 ②特定給食施設指導 ③研修会の開催 ④栄養成分表示指導 ⑤食育の推進

(1) 健康づくり事業

ア 健康づくりに関する週間・月間における各種情報発信

事業名	事業内容	場所/掲載誌
禁煙週間 (5/31～6/6)	パネル展 横断幕掲揚	八重山合同庁舎 石垣市健康福祉センター
歯と口の健康週間 (6/4～6/10)	パネル展 横断幕掲揚 地元新聞リレーエッセイ 掲載(7団体)	保健所 石垣市健康福祉センター 八重山毎日新聞 八重山日報社
食育月間 (6月)	パネル展 横断幕掲揚 Twitter	保健所 八重山合同庁舎 石垣市立図書館
栄養週間 (8/1～8/7)	パネル展 Twitter	保健所
健康増進普及月間 食生活改善普及運動 (9月)	パネル展 Twitter	保健所 八重山合同庁舎
がん検診受診率50%に 向けた集中キャンペーン月間(10月)	パネル展 ラジオCM Twitter	保健所 FMいしがきサンサンラ ジオ
歯～がんじゅう月間 (11月)	ラジオCM	FMいしがきサンサンラ ジオ
女性の健康週間 (3/1～3/8)	パネル展 ラジオCM Twitter	保健所 FMいしがきサンサン ラジオ



(食育月間)



(健康増進普及月間・食生活改善普及運動)

(2) 生涯にわたる健康づくり事業

ア 健康増進事業担当者等を対象とした会議及び講習会の開催

会議名：管内市町がん検診事業担当者会議

日時：令和4年12月13日(火) 13:30～15:30

場所：八重山保健所 2階大会議室

参加者：3市町がん検診事業担当者

議題：①がん検診事業・がん検診の制度管理について

②沖縄県におけるがん検診の制度管理について

③胃内視鏡検診の制度管理について

(3) 地域・職域連携推進事業

ア 地域・職域連携推進会議及び各部会の開催（健康おきなわ21の推進事業に記載）

イ 働き盛り世代層への働きかけ（健康教育）

石垣市内事業所向け健康講話

日時：令和4年10月14日（金）

テーマ：働き世代層における歯科保健

(4) 健康おきなわ21推進事業

ア 八重山地区健康おきなわ21推進会議の開催

目的：八重山地区における「健康おきなわ21（第2次）」を、管内3市町の健康づくり計画と連携を図り、効果的に推進する。あわせて、八重山地区住民の継続的な健康管理を行うため、地域保健と職域保健の連携体制を整備する。新型コロナウイルス感染症対応のため会議中止。書面にて情報提供を行った。

イ 八重山地区健康おきなわ21推進会議ワーキング部会の開催

目的：八重山地区健康おきなわ21推進会議の目的を達成するために必要な作業部会的な役割を担う。

(ア) 肥満対策

目的：地域住民の肥満解消のため、食生活や運動分野における効果的・具体的な対策、及び普及啓発について検討する。

委員：13人（八重山郡スポーツ協会、石垣市体育協会、総合型スポーツクラブ歩きニスト、石垣市スポーツ交流課、市町管理栄養士、栄養士会八重山部会、食品衛生協会八重山支部、飲食業生活衛生同業組合八重山支部、八重山調理師会、市町食生活改善推進協議会）

日時：令和4年9月26日（月）午後1時30分～3時

内容：（報告）

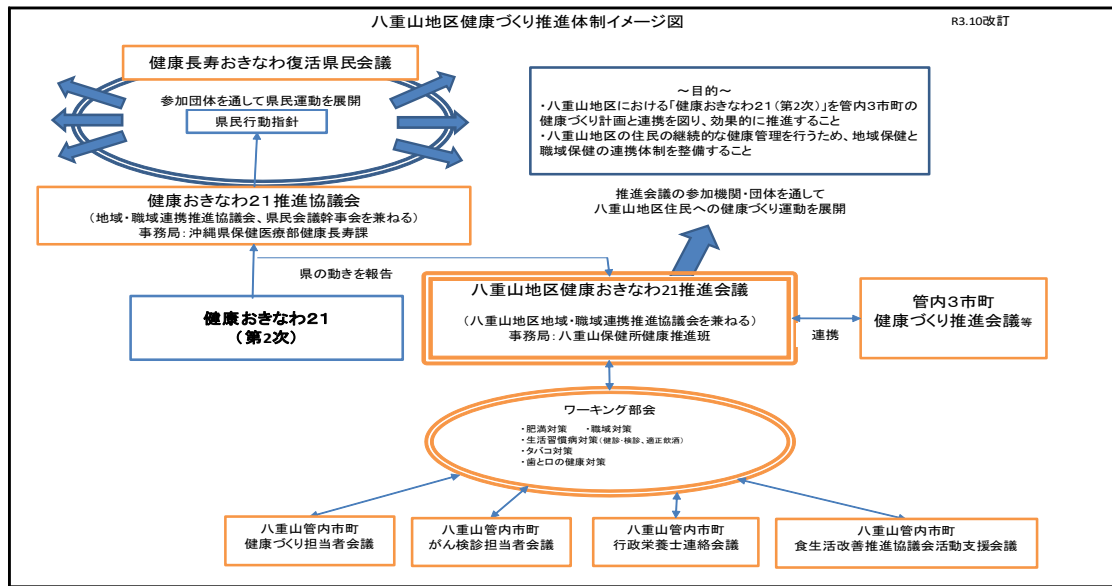
- ・ワーキング部会（肥満対策）におけるこれまでの検討事項について
- ・八重山保健所管内の健康課題について
沖縄県の特設健診（検査項目・標準的な質問票）の状況について
八重山医療圏 BMI25以上の割合（男女）
質問票：該当者割合、標準化該当比

（検討）

- ・コロナ下での健康づくりについて
運動分野に関する取組みについて
食生活分野に関する取組みについて

（情報提供）

- ・新型コロナウイルス感染症陽性だった場合の療養解除について（R4.9.7～）
- ・With コロナの新たな段階への移行に向けた見直しについて（R4.9.26～）
- ・令和4年9月15日沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和4年9月17日適用 沖縄県対処方針について



ウ チャーガンジューおきなわ応援団

(ア) 応援団加入の案内

(イ) 活動報告及び次年度計画のとりまとめ

新型コロナウイルス感染症対応のため、令和3年度は健康長寿課にて実施。

エ 「八重山地区健康おきなわ21推進会議」構成機関・団体による「Let's 健康おきなわ21」(リレーエッセイ)

目的：沖縄県の長寿復活のため、八重山地区健康おきなわ21推進会議構成機関・団体の立場から県及び八重山地区の健康課題、健康づくり関連の取組みについて周知や思いなど地域から健康長寿の知恵や経験の発信をしていただくことで、住民の健康づくり機運を高める。

掲載：隔月1回 地元新聞社2社に掲載。

新型コロナウイルス感染症対応のため中止

オ 「八重山地区健康おきなわ21推進会議」構成機関・団体との連携

(ア) 石垣市スポーツ・レクリエーション祭でのパネル展示

主催：石垣市、一般財団法人石垣市体育協会

目的：管内の健康課題である脳出血予防のために生活習慣(食事・運動・休養)の改善及び健診(検診)受診、適切な医療の大切さについて伝える。

日時：令和4年10月9日(日)午前10時～15時

場所：石垣市総合体育館メインアリーナ

テーマ：1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ～健康寿命の延伸～

内容：a 健康づくり応援ソング「がんじゅう TSUTAETAI」の紹介

b 沖縄県主催「ちゅらウォーク2023」の紹介

c 食事、運動、休養(睡眠)の普及に関するパネル展示



2 タバコ対策促進事業

2018年7月に改正された健康増進法により受動喫煙対策が強化されたことに伴い、2019年には第1種施設（学校、医療機関、行政機関の庁舎等）が原則敷地内禁煙に、2020年には第2種施設（多数の者が利用する施設）が原則屋内禁煙となった。

法改正の趣旨を関係機関及び一般住民に対し広く周知するための取り組みを実施した。

(1) 改正健康増進法についての周知及び普及啓発活動

ア 「世界禁煙デー・禁煙週間」令和4年5月31日（火）～令和4年6月6日（月）

(ア) パネル展開催



石垣市健康福祉センター(5/30～6/10)



八重山保健所ロビー(6/14～7/1)

(イ) 横断幕掲示



八重山合同庁舎駐車場フェンス
(5/23～7/8)

イ ラジオCM放送

がん検診受診率50%達成月間

期間：令和4年10月1日（金）～10月20日（木）計20回

(2) 受動喫煙に関する苦情及び立入検査

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
苦情件数	7	1	3
立入検査数	3	1	1

(3) 既存特定飲食提供施設届出

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
届出件数	20	1	1
変更・取消	3	1	0

※令和5年3月現在の届出件数212件

※開設者変更：1件、喫煙可能店→禁煙に変更：3件

◎禁煙治療が可能な八重山管内医療機関			
		九州厚生局公表（R5年3月末現在）	
	医療機関名	所在地	連絡先
1	宮良内科胃腸科医院	石垣市新川27	0980-82-4181
2	かりゆし病院	石垣市新川2124	0980-83-5600
3	下地第2脳神経外科	石垣市新川1695-123	0980-88-5150
4	石垣島徳洲会病院	石垣市大浜446-1	0980-88-0123
5	よなは医院	石垣市新川2287-35	0980-83-4781
6	大浜診療所	石垣市大浜36	0980-87-5093
7	下地脳神経外科	石垣市登野城644-19	0980-88-7300
8	小田内科医院	石垣市登野城319-2 メゾン32 1-A	0980-83-8001
9	沖縄県立八重山病院	石垣市真栄里584-1	0980-87-5557
10	与那国診療所	与那国町与那国125-1	0980-87-2250
11	沖縄県立八重山病院附属 西表西部診療所	竹富町西表694	0980-85-6268
12	沖縄県立八重山病院附属 波照間診療所	竹富町波照間2750-1	0980-85-8402
13	沖縄県立八重山病院附属 小浜診療所	竹富町小浜30	0980-85-3247
14	沖縄県立八重山病院附属 大原診療所	竹富町南風見201-131	0980-85-5516
15	竹富町立竹富診療所	竹富町竹富323	0980-85-2132
16	竹富町立黒島診療所	竹富町黒島1473-1	0980-85-4114

八重山保健所ホームページへ掲載




3 歯科保健

歯及び口腔の健康を保つことは、単に食物を咀嚼するだけではなく、食事や会話を楽しむなど豊かな人生を送るための基礎となる。「8020運動」をスローガンとして、歯及び口腔の健康増進を目的に、各ライフステージに応じた歯科保健事業を推進している。

(1) 普及啓発

ア 歯と口の健康週間(6月4日～10日)

《令和4年度標語「いただきます 人生100年 歯と共に」》

<p>リレーエッセイ</p>	<p>6/4 八重山地区歯科医師会 「潔癖症とタオル」</p> <p>6/5 石垣市健康福祉センター 「見直しましょう！歯とのつきあい方」</p> <p>6/6 石垣市地域包括支援センター 「いつまでもおいしい楽しい食生活が送れるように」</p> <p>6/7 八重山地区養護教諭研究会 「歯医者さんへ通う目的」</p> <p>6/9 石垣市教育委員会学校教育課 「『カラダ決算日』に学んだこと」</p> <p>6/10 先島摂食嚥下研究会 「生活を支える口」</p> <p>6/11 沖縄県歯科衛生士会八重山支部 「ママは歯とお口のサポーター」</p>
<p>パネル展示</p>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: flex-start;"> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 20px;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>石垣市健康福祉センター (5/30～6/10)</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>保健所玄関ロビー (6/14～7/1)</p> </div> </div> </div>
<p>その他普及 啓発</p>	<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>横断幕掲示 (5/23～7/8)</p> </div> </div>

イ かかりつけ歯科医の普及

(ア) ラジオCM放送

- ・ 歯〜がんじゅう月間
「かかりつけ歯医者さんに行くぞ！」(11/6～30) 計30回
- ・ 女性の健康週間
「各種健診のススメ」(3/1～3/8) 計15回

ウ 第一大臼歯保護事業

(ア) むし歯予防に関するチラシの配布

実施期間：令和4年10月～11月

対象：八重山管内の全小学校（35校）に入学予定の幼児とその保護者（約700名）

内容：就学時健康診断時に各学校歯科医の協力の元、第一大臼歯の萌出状況を確認し、フッ化物の効果的な使用方法を周知した。



表



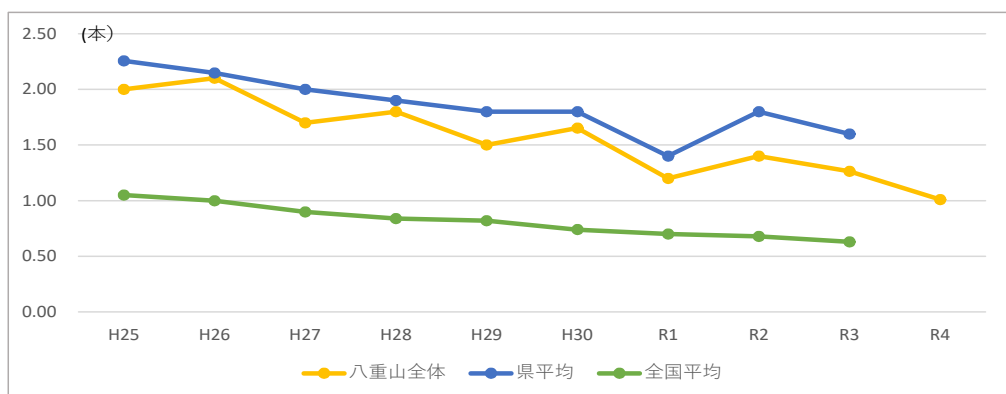
裏

(イ) 12歳児一人平均むし歯数（DMFT）調査

実施期間：令和4年9月～12月

依頼先：管内3市町教育委員会（石垣市に関しては9中学校から直接報告）

【12歳児DMFT年次推移】



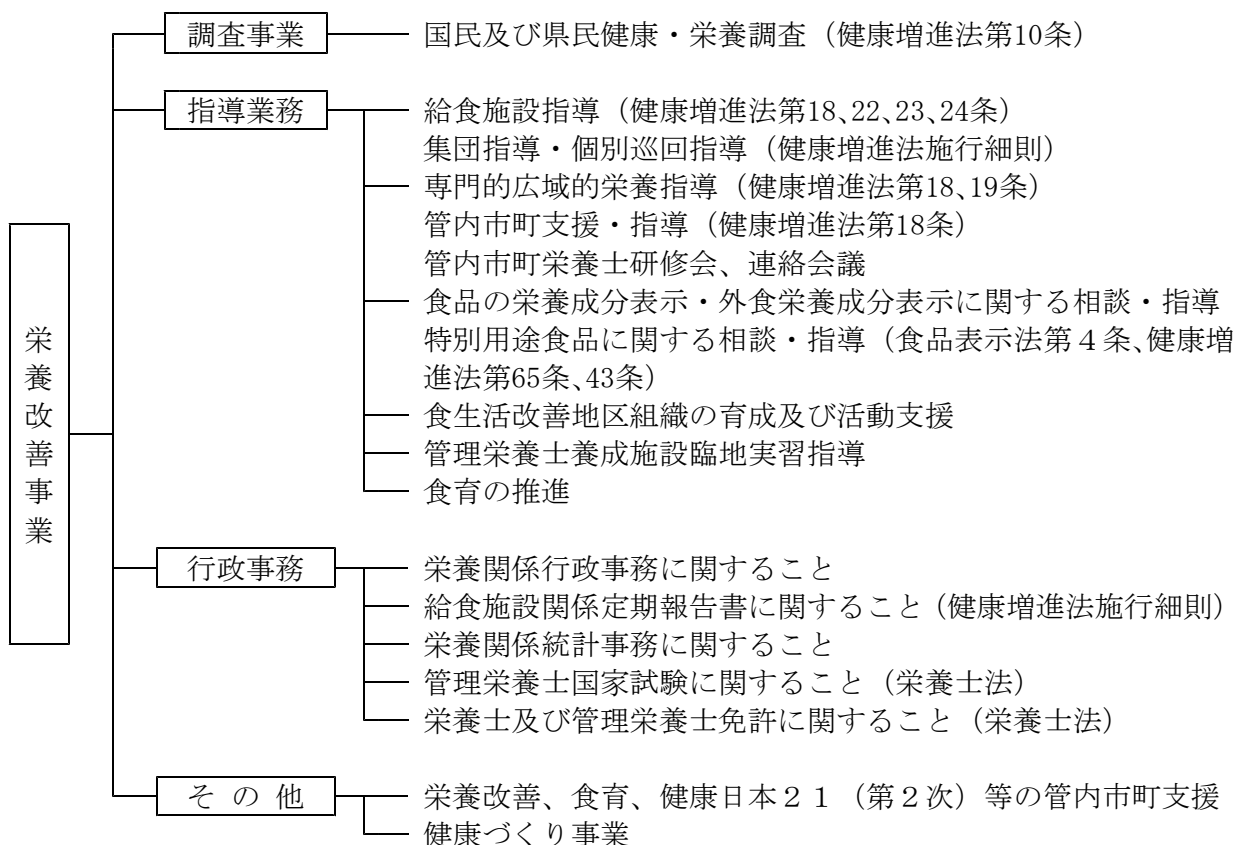
(H20～H29) 沖縄県教育長総務課提供資料より作成

(H30～R4) 管内教育委員会提供資料より作成

※例年開催している「家族でよい歯コンクール」（デンタルフェア会場で表彰）、「フッ化物洗口体験コーナー」（デンタルフェア、市町主催イベント会場にて実施）等については新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

4 栄養改善事業

地域住民の安全で健康の保持増進を図ることを目的として、住民の健康・栄養の現状に関する調査研究事業、専門的・広域的栄養指導、市町村への技術的指導・支援、特定給食施設への栄養管理指導、栄養関連企業等への栄養成分表示指導、さらに食生活改善地区組織への活動支援、行政事務等の栄養改善事業を実施している。



(1) 国民健康・栄養調査、県民健康・栄養調査

国民健康・栄養調査は、健康増進法に基づき、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るため、健康増進施策に必要な基礎資料を得ることを目的に実施されている。

また、県民健康・栄養調査は、県民の健康づくりの推進を図るための基礎資料として活用することを目的に沖縄県が実施し、県健康増進計画「健康おきなわ21（第2次）」の基礎データとなっている。

表1 管内における調査実施概要

年 度	区分	調査地区	対象世帯数	実施世帯数	実施人数	調査内容
平成28年	国民 県民	石垣市新川	44	38	86	栄養摂取状況調査 生活習慣調査 身体状況調査 口腔内状況調査（県民のみ）
平成29年～令和2年	該当地区なし					
令和3年	国民	石垣市石垣	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い中止			
	県民		食習慣調査、身体状況・生活習慣調査を郵送調査にて実施			
令和4年	国民	石垣市	21	9	12	栄養摂取状況調査 生活習慣調査 身体状況調査

(2) 特定給食施設指導

健康増進法に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設の設置者に対し、栄養管理等についての指導助言を実施している。

特定給食施設とは、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。その他の給食施設とは、特定給食施設に該当しない施設をいう。

表2 給食施設指導状況

令和4年度	指導延施設数			合計
	1回100食 1日250食以上	1回300食 1日750食以上	その他 給食施設	
個別指導延施設数	11	5	34	50
集団指導延施設数	-	-	-	0

表3 給食施設届け出状況と栄養士充足率 (令和5年3月末現在)

令和4年度	管理栄養士のいる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもある施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもない 施設数	調理師のいる施設		調理師 のいない 施設数	施設数 合計	管理栄養士・栄養士 充足率 (%)	
	施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数		施設数	調理師数				
特定給食施設	学校	2	2	-	-	-	3	3	-	5	20	-	5	100
	病院	1	3	1	5	2	-	-	-	2	13	-	2	100
	介護老人保健施設	1	1	-	-	-	-	-	-	1	3	-	1	100
	老人福祉施設	1	2	-	-	-	-	-	-	1	4	-	1	100
	児童福祉施設	1	1	-	-	-	-	-	3	2	4	2	4	25
	自衛隊	1	1	-	-	-	-	-	-	1	4	-	1	100
	計	7	10	1	5	2	3	3	3	12	48	2	14	78
その他の給食施設	学校	1	1	-	-	-	4	4	10	1	2	14	15	33
	病院	-	-	1	1	1	1	1	-	1	2	1	2	100
	老人福祉施設	1	1	-	-	-	2	2	1	3	8	1	4	75
	児童福祉施設	-	-	-	-	-	5	7	29	10	14	24	34	12
	社会福祉施設	-	-	1	1	1	1	1	-	2	8	-	2	100
	寄宿舍	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	3	3	0
	計	2	2	2	2	2	13	15	43	17	34	43	60	28

(3) 栄養指導

健康増進法に基づき、住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とする指導を実施している。

表4 栄養指導状況

	個別指導				集団指導			
	母子		成人		母子		成人	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
令和3年度	0	0	2	2	0	0	0	0
令和4年度	1	1	1	1	0	0	0	0

- (4) 栄養士免許・管理栄養士免許の申請
 栄養士法施行令第1条に基づく申請事務を行っている。

表5 栄養士免許等申請状況

	管理栄養士				栄養士			合計
	申請	訂正	再交付	証明書発行	申請	訂正	再交付	
令和3年度	2	2	0	3	0	2	0	9
令和4年度	3	2	0	0	2	2	0	9

- (5) 食品の栄養成分表示指導
 食品表示法及び健康増進法に基づき、食品関連企業に対し、栄養成分表示、特別用途食品、健康保持増進効果等の相談及び指導を実施している。

表6 栄養成分表示等指導状況

	個別相談・指導		研修会	
	指導件数	指導延回数	回数	延人数
令和3年度	24	41	0	0
令和4年度	32	44	0	0

- (6) 糖尿病予防戦略事業
 糖尿病予防のために必要な知識の普及啓発及び管内飲食店における外食栄養成分表示の推進を図る目的で研修会の開催及び栄養情報提供店登録事業を実施している。

ア 研修会の開催

地域の健康づくりのリーダーである食生活改善推進員、市町の健康づくり担当者等を対象に研修会を実施している。

令和4年度は、8月4日(木)に「健康づくりリーダー等研修会」開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止とし、コロナ下における健康づくりに関しての情報提供を行っている。

イ 八重山地区栄養情報提供店登録事業(平成24年9月開始)

対象施設：八重山保健所管内の飲食店、弁当屋

登録店数：6店舗(令和5年3月末)

事業内容：a 八重山地区栄養情報提供店の登録、台帳管理

b 八重山地区栄養情報提供店登録店舗への現況調査

c 八重山地区栄養情報提供店登録事業の広報

食品衛生講習会を活用した広報(14回 延389人)

d 事業の評価

6/29 管内市町行政栄養士連絡会議

9/26 八重山地区健康おきなわ21推進会議ワーキング部会
(肥満対策)



(7) 食育の推進

「食育基本法」(平成17年6月)に基づく『第4次食育推進基本計画(令和3年～)』及び『第3次沖縄県食育推進計画(平成30年～)』に掲げられた目標を達成するために、国民ひとりひとりが食について意識を高め、自発的な食育の実践活動が出来るよう、当保健所においても食育の推進に向けた取組みを実施している。

ア 市町村食育推進計画の策定及び推進に係る支援

令和4年度、管内では石垣市において「第2次石垣市食育推進計画(平成30年～令和4年)」の評価及び第3次計画の策定、与那国町においては「与那国町食育推進計画(平成30年～平成5年)」の第2次計画策定に向けた意識調査が行われている。竹富町においては、第1次計画策定に向け庁内連携課において「食に関するアンケート調査(令和5年度)」実施についての検討が行われている。

当保健所では、計画策定及び評価、食育推進に係る支援及び食育推進会議への参加等を行っている。

イ 「ヘルシーメニューコンテストー私の手作り朝ごはんー」の開催

食に関わる関係機関と共に“食育”の推進を図ることを目的に開催している。

コンテストを通して高校生自らが健全な食生活を考える機会とするとともに、目標の1つ【朝食を欠食する人の減少】を目指している。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により管内高等学校と調整し開催を中止としている。

(8) 食生活改善地区組織の活動支援

食生活改善推進員は「ヘルスマイト」の愛称で呼ばれ、管内市町【石垣市(平成4年～):65名、竹富町(平成2年～):66名、与那国町(平成8年～令和2年)】において協議会が結成され、食を中心とした健康づくり活動が行われている。

平成15年12月「沖縄県食生活改善推進員連絡協議会八重山支部」を結成し、平成28年8月2日より令和2年12月12日まで「3市町食生活改善推進協議会」として、3市町で連携した活動を行っている。

当保健所では、健康づくりリーダー等研修会の開催及び管内市町食生活改善推進協議会活動支援会議(6月29日)の開催、さらに市町と連携し作成したレシピ集の普及等、食生活改善推進員のスキルアップ及び各協議会の組織強化、活動の充実を図るための支援を行っている。

ア 健康づくりリーダー研修会の開催

令和4年度は、8月4日(木)に「健康づくりリーダー等研修会」開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止とし、コロナ下における健康づくりに関しての情報提供を行っている。

イ 市町食生活改善推進協議会活動支援

令和4年度は、5月14日(土)に竹富町食生活改善推進協議会総会と同日開催の「健康増進研修会(骨の健康教育)」において講話を行っている。



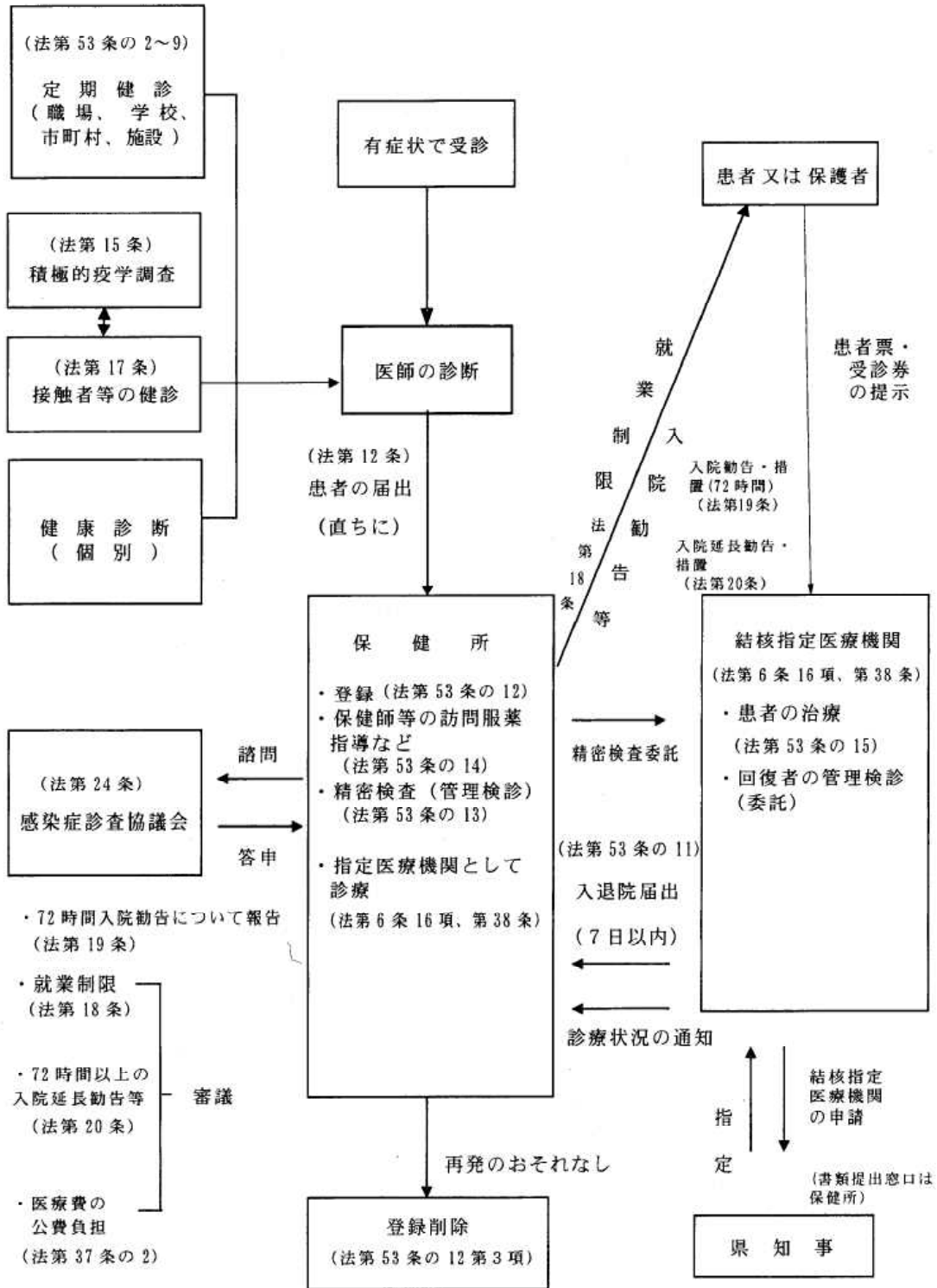
5 結核・感染症対策事業

(1) 結核対策

結核対策は、平成19年4月より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)に基づき実施され、その概要は以下に示すとおりである。

健康診断	定期 (第53条の2)	事業者の業務に従事する者についてはその事業者が実施 学生・生徒又は児童については学校長が実施 矯正施設、その他の施設の収容されている者に対し施設長が実施 それ以外のいわゆる一般住民については市町村がそれぞれ実施
	接触者健診 (第17条)	結核予防上特に必要があると認められるとき、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者に対し、県が実施
調査	積極的疫学調査 (第15条)	感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにするため、患者本人、家族、医療関係者等から必要な情報を入手する
患者管理	届出 (第12条、53条の11)	届け出基準に基づいた結核患者の届け出、入退院時の届け出
	登録 (第53条の12)	保健所における結核患者の登録、状況把握及び結核登録票への記録
	保健指導 (第53条の14)	結核の予防又は医療上特に必要と認められる者に対し、保健師やその他職員が家庭を訪問し、処方された薬剤を確実に服用すること、その他必要な指導を行う
	精密検査 (管理検診) (第53条の13)	結核登録者のうち結核の予防又は医療上必要があると認められるときに精密検査を行う
感染防止	就業制限 (第18条)	結核のまん延を防止するため必要があると認める時は、下記の業務及び期間について就業制限を通知することができる 業務＝接客業その他の多数の者に接触する業務 期間＝その病原体を保有しなくなるまでの期間又はその症状が消失するまでの期間
	入院勧告 (第19、20条) (第26条、26条の2)	結核のまん延を防止するため必要があると認める時は、感染症指定医療機関への入院勧告又は措置を行う
諮問 答申	感染症診査協議会 (第24条)	感染性結核患者に対する感染防止の措置、(就業制限、入院勧告、入院期間の延長)、及び結核患者の適正医療の公費負担などについて診査し、意見を述べる
医療	入院患者の医療 (第37条)	第19条・20条に基づき行われた入院に関する医療費の公費負担
	結核患者の医療 (第37条の2)	結核の適正な医療を普及するため、結核医療に要した費用の公費負担
予防	B C G 予防接種 (予防接種法 第2条、3条)	結核の発生及びまん延を予防するため市町村が実施

結核対策における保健所の役割（フローチャート）



保健所は、結核患者登録開始から削除に至る全期間で、患者・回復者・家族に対し、保健所で把握した諸情報や主治医からの情報をもとに、患者の適正医療、早期社会復帰への援助、周囲への感染防止のための支援を行っている。

ア 新登録結核患者及び罹患率の年次推移（潜在性結核感染症は除く）

八重山保健所管内における新登録結核患者数は、近年1桁で推移している。しかし、罹患率を見ると沖縄県や全国の罹患率と比較してばらつきが大きい。これは八重山管内は人口が少ないため、患者1人増加で罹患率が大幅に上昇する特徴があるためである。

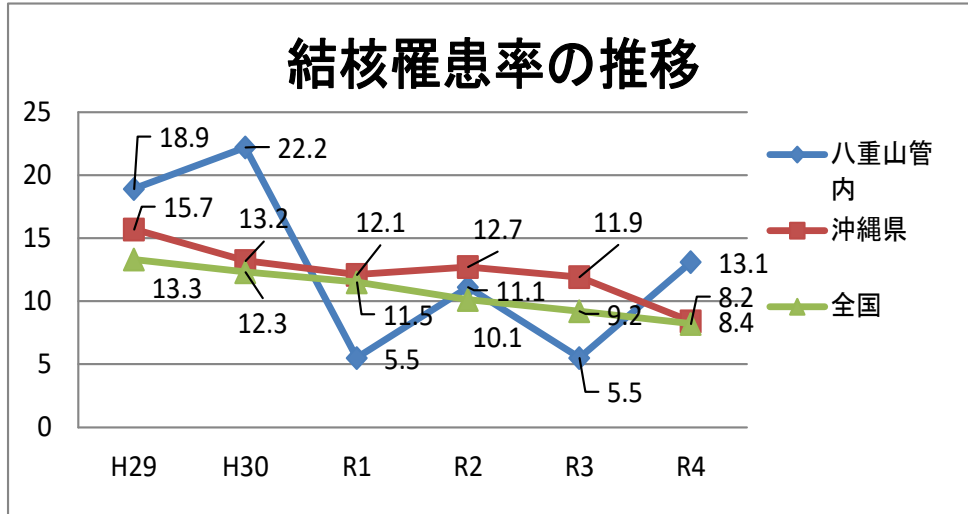
(表1) 結核罹患率の推移

	八重山保健所管内		沖縄県		全国	
	新登録患者数	罹患率	新登録患者数	罹患率	新登録患者数	罹患率
60年	39	74.4	585	49.6	58,567	48.4
平成2年	22	47.2	482	39.4	51,821	41.9
7年	14	29.7	361	28.3	43,078	34.3
12年	15	30.7	352	26.7	39,384	31.0
17年	8	15.6	310	22.8	28,319	22.2
22年	10	19.0	260	18.7	23,261	18.2
29年	10	18.6	226	15.7	16,789	13.3
30年	12	22.2	191	13.2	15,590	12.3
令和元年	3	5.5	176	12.1	14,460	11.5
令和2年	6	11.1	186	12.7	12,739	10.1
令和3年	3	5.5	175	11.9	11,519	9.2
令和4年	7	13.1	124	8.4	10,235	8.2

※罹患率とは、1年間に新規に登録された結核発症患者数を人口10万対比でみたものである。

※潜在性結核感染症とは、結核菌に感染していて発病に至っていないものの今後発病する可能性がある状態のもの。

(図1) 結核罹患率の推移



(表2) 管内市町別新登録患者数 (人)

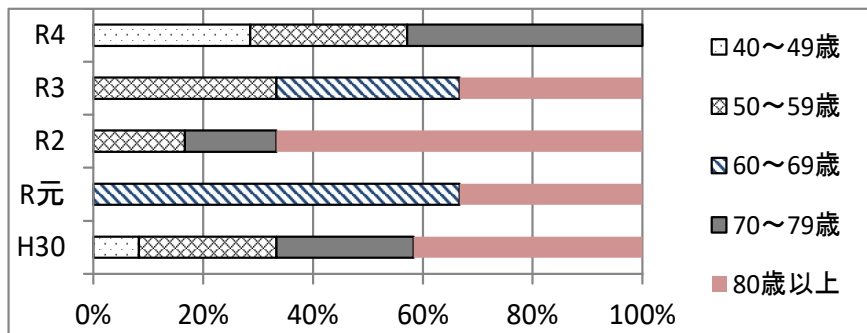
	石垣市	竹富町	与那国町
平成30年	11	1	0
令和元年	3	0	0
令和2年	6	0	0
令和3年	2	1	0
令和4年	7	0	0

イ 年齢階級別新登録状況

(表3) 年齢階級別新登録者数 (人)

	H30	R元	R2	R3	R4
0～19歳	0	0	0	0	0
20～29歳	0	0	0	0	0
30～39歳	0	0	0	0	0
40～49歳	1	0	0	0	2
50～59歳	3	0	1	1	2
60～69歳	0	2	0	1	0
70～79歳	3	0	1	0	3
80歳以上	5	1	4	1	0
計	12	3	6	3	7

(図2) 年齢階級別新登録者の割合 (%)



近年の新登録者を年齢階級別に見ると、各年とも60歳以上の高齢結核患者数が半数以上を占めていたが、令和4年は60歳以下で半数を占める結果となった。

ウ (表4) 活動性分類別新登録患者数

年次	項目 新登録患者数	肺結核	内訳			肺外結核	別掲 潜在性結核感染症
			喀痰塗抹陽性	その他の結核菌陽性	菌陰性		
令和元年	3	2	1	1	0	1	4
令和2年	6	2	0	2	0	4	6
令和3年	3	3	0	2	1	0	1
令和4年	7	5	4	1	0	2	1

令和4年新登録患者の7名のうち5名が肺結核患者であった。

エ 令和4年新登録者状況

(表5) 性別及び年齢階級別

	0～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80以上	計
男	0	0	0	1	1	0	3	0	5
女	0	0	0	1	1	0	0	0	2

(表6) 患者発見動機 (人)

	医療機関受診	他疾患入院/通院中	定期健康診断	計
患者数	2	3	2	7

(表7) 新登録肺結核患者（呼吸器及びその他の症状あり）7名の発病から診断までの期間の状況

	発症～初診	初診～診断	発病～診断
2週未満	1	4	0
2週以上1月未満	1	0	1
1月以上2月未満	0	0	0
2月以上3月未満	1	1	2
3月以上6月未満	2	0	2
6月以上	0	0	0
不明	2	2	2

令和4年の新規登録患者7名中3名は、60歳以上となっている。

結核の早期発見、早期治療は患者の予後にとっても、感染拡大防止の側面からも非常に重要となる。近年全国的にも結核患者は減少傾向にあり、過去の病気と認識されることもある。有症状者については早期受診がなされるよう引き続き住民へ向けて結核について啓発活動が必要だと考える。

オ 接触者健康診断実施状況

接触者健診とは、結核患者の周囲の感染者や発病者の早期発見と感染源の探索を目的に、患者家族などの接触者に対して行われる健康診断である。

(表8) 接触者健康診断の実施状況（平成30年度～令和4年度）

	対象者数	受診者数	受診率 (%)	患者発見数 ()内は別掲、 潜在性結核感染症	患者発見率 (%)
平成30年度	86	81	94.2	0(11)	0
令和元年度	37	35	95	0(0)	0
令和2年度	26	25	96	0(1)	0
令和3年度	49	48	98	0(0)	0
令和4年度	43	43	100	0(1)	0

令和4年度の接触者健康診断対象者43人のうち、受診者は43人（受診率は100%）であった。

カ 結核患者服薬支援地域連携事業について

DOTS(Directly Observed Therapy, Short-course)は「直接服薬確認療法」と訳され、日本版DOTSは服薬支援者が目前で患者の服薬を確認するだけでなく、保健所と結核専門医療機関および一般医療機関との連携のもと、患者中心の服薬支援とされている。

(ア) 目的

結核患者の治療中断や脱落を防止し、結核の治療成功率を高めることによって結核のまん延を予防し、かつ、多剤耐性菌の出現を防ぐことを目的とする。

(イ) 対象

抗結核薬内服治療中の全患者を対象とする（潜在性結核感染症を含む）。

(ウ) 事業内容

医療機関等と連携し抗結核薬内服中の全患者へ、家庭訪問等により内服状況の確認や療養支援を行う。

a DOTS支援状況(令和4年度)

(表9) DOTS支援内容

対象者	支援内容(延)		
	訪問	来所	電話
8	26	2	19

b 医療機関との地域DOTS連絡会議の開催 なし

キ 結核指定医療機関

結核指定医療機関は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第38条第2項に規定された結核患者の公費負担医療を担当する機関。結核指定医療機関には、病院、診療所、薬局があり、結核公費負担医療はここで行なわれる。管内の結核指定医療機関は、表10のとおりである。(令和5年3月末現在)

(表10) 結核指定医療機関

	病院	診療所	保健所	薬局	計
公立	1	5	1	0	7
その他	2	11	0	21	34
計	3	16	1	21	41

ク 感染症診査協議会(令和4年度)

感染性結核患者に対する感染防止の措置(就業制限、入院勧告、入院期間の延長)及び結核患者の適正医療の公費負担などについて診査し、意見を述べる。

(ア) 感染症診査協議会診査の結果

(表11) 公費負担申請結果

開催回数	該当法令	諮問	承認	保留	却下
23回	37条	6	6	0	0
	37条の2	9	9	0	0
	計	15	15	0	0

(イ) 感染症診査協議会の答申に基づき実施した行政措置

(表12) 行政措置内容

該当法令	対象者実件数	診査会諮問内容
第18条（就業制限）	4件	報告
第19条第1項（応急入院勧告）	3件	報告
第20条第1項（入院勧告）	3件	審議
第20条第2項（措置入院）	0件	審議
第20条第4項（入院延長勧告）	3件	審議

ケ 結核健診業務

管理検診：結核治療終了後、その経過を見ている者

定期健診：学校における児童・生徒の結核健診より要精査で受ける者

接触者健診：喀痰塗抹陽性肺結核患者と接触があり、感染の可能性がある者

(表13) 胸部X線撮影内容別推移（平成30年度～令和4年度）

	結核			計
	管理検診	定期健診	接触者健診	
平成30年度	5	0	44	49
令和元年度	13	0	17	30
令和2年度	8	0	32	40
令和3年度	4	0	19	23
令和4年度	0	0	8	8

コ 結核予防に関する知識の普及啓発活動

(ア) 結核予防週間（9月24日～9月30日）

結核予防週間を契機として、結核に関する正しい知識を県民に深めていただくとともに、官民一体となった結核対策への取り組みの意識を高めることを目的とする。

a 広報資料等の配布

結核予防週間の周知、取り組みのため管内医療機関等関係機関へポスター、リーフレット等を配布し、結核予防の周知を図った。

b パネル展示

八重山合同庁舎のホールにて、9月24日～9月30日の期間中に結核に関する基礎知識等のパネル展示を実施。

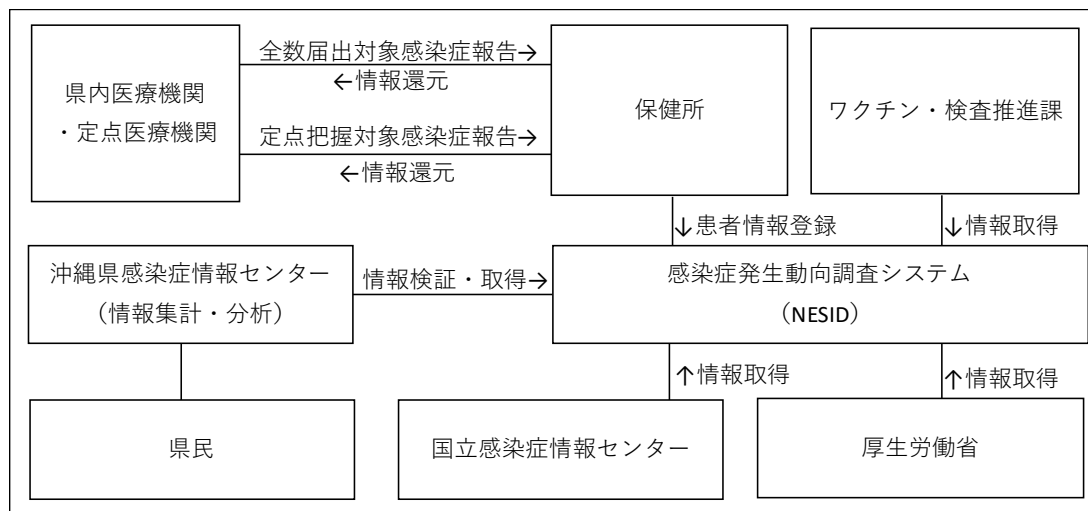
(2) 感染症対策

ア 感染症発生動向調査

感染症発生動向調査は昭和56年から開始され、平成11年4月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）が施行されたことに伴い、感染症法に基づく施策として位置づけられた調査である。

感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療機関への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ確かな予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止することを目的としている。

(図1) 感染症発生動向調査の概要



(ア) 全数把握（一～四類及び五類感染症の一部）

令和4年度は、一類、二類（結核を除く）の発生報告なし。

三類感染症は腸管出血性大腸菌感染症4件の報告があった。

四類感染症はレプトスピラ症5件、レジオネラ症4件、日本紅斑熱1件の発生があった。

令和元年2月に指定感染症、令和3年2月に新型インフルエンザ等感染症となった新型コロナウイルス感染症は、令和5年3月末時点で18114件発生した。

(表1) 八重山管内における感染症（全数把握）の届出状況

分類	疾患名	発生月（発生数）	計
四類	レプトスピラ症	9月(1)、10月(4)	5件
	レジオネラ症	9月(3)、1月(1)	4件
	日本紅斑熱	6月(1)	1件
五類	梅毒	6月(1)、11月(2)、1月(2)	5件
	百日咳	2月(1)	1件
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	4月(1592)、5月(1522)、6月(1337)、7月(6765)、8月(3701)、9月(867)、10月(224)、11月(553)、12月(779)、1月(661)、2月(86)、3月(27)	18114件

※結核（二類感染症）の発生状況は（1）結核対策を参照

(イ) 定点把握（全数把握が必要な五類感染症を除く）

「インフルエンザ」については、3年ぶりに警報レベルで流行した。

「手足口病」については、長期間にわたって警報レベルを超える値で流行した。（下表2中網掛部分は警報レベル値を指す。）

(表2) 八重山管内における五類感染症（定点把握）の報告状況

疾病名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
インフルエンザ	0	0	0	8	11	8	0	0	7	401	235	952	1622
RSウイルス感染症	0	1	1	0	6	2	5	5	6	13	7	14	60
咽頭結膜熱	0	44	4	1	1	0	0	0	0	2	0	2	54
A群溶リソ咽頭炎	10	81	50	36	53	36	18	19	54	15	23	14	409
感染性胃腸炎	41	38	44	29	43	29	31	26	32	40	37	53	443
水痘	0	7	0	0	2	3	3	17	4	7	0	3	46
手足口病	1	8	42	162	64	33	51	46	9	9	46	117	588
伝染性紅斑	0	3	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	7
突発性発疹	4	2	1	0	1	3	6	2	2	4	4	3	32
ヘルパンギーナ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流行性耳下腺炎	0	3	4	3	2	0	13	5	2	2	0	2	36
急性出血性結膜炎	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
流行性角結膜炎	0	1	1	0	0	0	0	1	2	0	3	0	8

(令和4年度感染症発生動向調査事業に基づく報告数)

イ 感染症診査協議会

新型コロナウイルス感染症患者に対する感染防止の措置（就業制限、入院勧告、入院勧告の延長）及び新型コロナウイルス感染症患者の適性医療の公費負担などについて審査し、意見を述べる。

(表3) 感染症診査協議会審査の実施状況

開催回数	該当法令	対象者実件数	審査会諮問内容
23回	第18条（就業制限）	4610件	報告
	第19条第1項（応急入院勧告）	409件	報告
	第20条第1項（入院勧告）	367件	審議

ウ 新型インフルエンザ等対策

平成21年の新型インフルエンザ（A/H1N1）の世界的流行を踏まえ、平成23年9月に新型インフルエンザ行動計画を改定。新型インフルエンザ対策の実効性を確保するため、平成24年5月に「新型インフルエンザ等特別措置法」が策定された。

令和元年12月以降は、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行。同感染症は令和2年1月に指定感染症に指定され、令和3年2月に法的位置づけが新型インフルエンザ等感染症に変更された。

(ア) 新型コロナウイルス感染症に係る会議
管内の医療機関等の関係機関を構成員とし、新型コロナウイルス感染症に関する会議を3回開催した(4月、7月、9月)。

(イ) 移送に関する関係機関との訓練
八重山保健所では、発生早期の医療提供を円滑に実施できるようにするため、平成24年度から関係機関との合同訓練を実施している。
令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、訓練の実施なし。

(ウ) 感染症対策研修会
令和4年度は、高齢者等のハイリスク者への感染拡大防止を図れるよう感染対策について学ぶ機会とすることを目的に「新型コロナウイルス感染症に関する介護従事者向け研修会」を実施している。

日時：令和4年11月1日(火) 13:30～15:30

参加：20施設 26名

(管理者、介護士、看護師、ケアマネ、理学療法士、行政職員など)

エ 肝炎対策

感染者の早期発見を目的として、平成24年度より一部の対象者を除き無料でB型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルス検査及び相談事業を実施している。また、肝炎ウイルス陽性者を早期発見・早期治療に繋げることを目的とし、「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業」及び「肝炎治療促進事業」を実施している。

(ア) 肝炎ウイルス検査

火曜日、木曜日にB型肝炎ウイルス検査(HBs抗原検査)及びC型肝炎ウイルス検査(HCV抗体検査及びHCV核酸増幅検査)を実施している。結果返しは、B型肝炎ウイルス検査は、検体採取の約2時間後に、C型肝炎ウイルス検査は検体採取日から2週間後に実施している。

(表5) 肝炎ウイルス検査実績(件数)(平成30年度～令和4年度)

		H30	H31	R2	R3	R4
B型肝炎	HBs抗原検査	66	57	7	0	1
C型肝炎	HCV抗体検査	42	47	5	0	1

※平成31(令和元)年度は、令和2年1月～3月休止

※令和2年度は、令和2年4月～5月及び8月～令和3年3月休止

※令和3年度は、令和3年4月～令和4年3月休止

※令和4年度は、令和4年4月～令和4年11月休止、12月から再開

(イ) 肝炎治療促進事業

平成20年4月より、C型肝炎ウイルスの抑制を目的として行うインターフェロン治療について医療費の一部を支援する「肝炎治療特別促進事業」が開始された。平成22年度からB型肝炎の核酸アナログ製剤治療、平成26年度からC型慢性肝炎、C型代償性肝硬変へのインターフェロンフリー治療が医療費助成の対象となっている。

(表4) 肝炎治療費助成申請数内訳 (令和2年度～令和4年度)

	申請数 (件)	C型 (インターフェロン)		C型 (インターフェロンフリー)		B型 (核酸アナログ)	
		新規	2回目・延長	新規	更新	新規	更新
令和2年度	28	0	0	3	0	11	14
令和3年度	62	0	0	7	0	3	52
令和4年度	61	1	0	6	0	6	48

(ウ) ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

平成27年6月より、肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的として、陽性者のフォローアップや初回精密検査や定期検査の費用助成を行っている。

(表5) 検査費用助成申請数内訳 (令和2年度～令和4年度)

	申請数	初回精密検査	定期検査
令和2年度	5	0	5
令和3年度	5	1	4
令和4年度	2	0	2

オ 予防接種事業

予防接種には、予防接種法に基づき市町村長が実施する勧奨接種(定期予防接種)とそれ以外の任意接種がある。当保健所は、予防接種法第5条第1項に基づき、管内3市町へ定期予防接種の指示や指導調整等、管内3市町の予防接種事業が円滑に進むよう支援している。

(ア) 麻しん対策

平成18(2006)年4月1日から、麻しん風しん混合(MR)ワクチンが定期接種に導入され、同年6月2日から2回接種(1歳時の第1期および小学校入学前1年間の第2期)が開始された。

平成19(2007)年には、ワクチン未接種かつ麻しん未罹患者、ワクチン1回接種後のPrimary vaccine failure (PVF、予防接種を受けてもうまく免疫がつかないことが数%あること)、Secondary vaccine failure (SVF、予防接種を受けて一旦ついた免疫が長い年月の間にしだいに弱くなり、病気を防げなくなってしまうこと)の者を中心とした流行が発生した。年齢は10代～20代が中心であった。

この流行をきっかけとして、平成19(2007)年12月28日に「麻しんに関する特定感染症予防指針」が厚生労働大臣から告示される等、国内麻しん排除に向けた取り組みを勧めてきた。そして、平成27(2015)年3月27日に世界保健機関(WHO)西太平洋地域事務局(WPRO)より日本は麻しんの排除状態にあることが認定された。

麻しんの排除状態を維持するためには、2回の予防接種率がそれぞれ95%以上になることが必要である。

麻しんの発生状況については、感染症法における五類感染症として、医療機関より全数報告にて把握している。また、沖縄県において、麻しん発生時には初期対応、流行予防対策、情報還元、流行時の生後12ヶ月未満の者に対して予防接種勧奨等を行っていくために、麻しん疑い例に対する迅速な対応・検査体制をとつ

ている。

沖縄県では、平成30(2018)年に来沖した外国人観光客が発症したことにより県内全域に拡大し、101人の麻しん患者が発生した（うち八重山管内1人）。また管内では、国外から石垣市へ入港した船舶に搭乗していた方2人の患者が発生した。

カ エイズ・性感染症対策

(ア) エイズ対策及び性感染症（STD/STI）対策

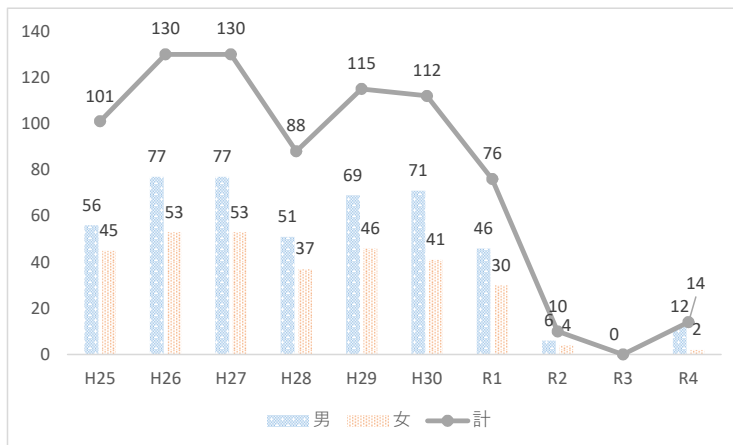
わが国において、エイズは感染症法第11条の規定により「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（エイズ予防指針）」が定められており、八重山保健所では、その指針に基づきHIV検査体制及び相談体制の充実を図っている。また、発症することで、HIV感染のリスクが高くなるその他の性感染症の早期発見や早期治療に繋がることを目的に、梅毒及びクラミジアの検査・相談も併せて実施している。

毎年6月1日～6月7日を「HIV検査普及週間」、12月1日を「世界エイズデー」とし、エイズや性感染症等に関する啓発や検査普及活動を実施している。

a HIV抗体検査及び相談実施状況

祝祭日を除く火曜日、木曜日に、無料・匿名でHIV検査を実施しており、採血後約2時間後には結果をお知らせできる即日検査体制を整えている。新型コロナウイルス感染症対応のため令和2年1月から検査を休止（令和2年6月～7月のみ実施）、令和4年12月から検査を再開している。HIV、エイズに関する相談は、祝祭日を除く平日に来所相談または電話相談にて対応している。多くは検査を受ける際の相談である。

(図2) HIV抗体検査件数の推移（平成25年度～令和4年度）



※平成31（令和元）年度は、令和2年1月～3月休止

※令和2年度は、令和2年4月～5月及び8月～令和3年3月休止

※令和3年度は、令和3年4月～令和4年3月休止

※令和4年度は、令和4年4月～令和4年11月休止、12月から再開

b 性感染症（STD）検査及び相談実施状況

祝祭日を除く火曜日、木曜日は、クラミジア、梅毒の検査を実施している。HIV検査同様に匿名で検査を受けることができる。平成25年度から梅毒及びクラミジアの検査にかかる費用が無料となり検査件数が増加した。新型コロナウイルス感染症対応のため令和2年1月から検査を休止（令和2年6月～7月のみ実施）、

令和4年12月から検査を再開している。

(表6) 性感染症検査件数(平成30年度～令和4年度)

年度	梅毒	クラミジア
平成30年度	113	97
平成31年度	74	61
令和2年度	9	9
令和3年度	0	0
令和4年度	16	16

※平成31(令和元)年度は、令和2年1月～3月休止

※令和2年度は、令和2年4月～5月及び8月～令和3年3月休止

※令和3年度は、令和3年4月～令和4年3月休止

※令和4年度は、令和4年4月～令和4年11月休止、12月から再開

c HIV/AIDS予防・検査普及・啓発活動

HIV検査普及週間や世界エイズデーにあわせ一般市民を対象に普及啓発活動等を実施している。令和4年度は6月と12月にパネル展を実施した。

HIV検査普及週間におけるパネル展

日時：令和4年6月1日(水)～6月7日(火)

場所：八重山合同庁舎1F石礁ホール

世界エイズデーにおけるパネル展

日時：令和4年12月1日(木)～12月9日(金)

場所：八重山合同庁舎1F石礁ホール

(3) その他の疾病対策

ア HTLV-1対策

平成23年度より、家族に感染者があるため検査を希望する者で、かつ現時点では発症を予防する方法がないこと等について理解し同意した者は、保健所において匿名・無料にて検査、相談を受けることができる。他の住民検診等で検査できる者は除く。令和3年度は新型コロナウイルス感染症対応のため休止した。令和4年度は令和4年12月から各種検査を再開している。

※ HTLV-1とは：感染することで、ATL (Adult T-cell leukemia：成人T細胞白血病) やHAM (HTLV-1 associated myelopathy) と呼ばれる神経疾患の原因となるウイルス。母子感染が主要な感染経路。

イ 石綿健康被害救済制度受付業務

アスベスト(石綿)による健康被害を受けた方およびその遺族に対し、医療費等を支給する措置を講ずることにより、健康被害の迅速な救済を図ることを目的とした、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成18年3月から施行され、指定された疾病の救済給付が開始されている。

保健所では、申請書類の請求や申請書提出までの相談対応業務にあたる。また、制度利用者に係る医療機関からの相談対応等を担っている。

令和4年度 相談件数 5件 、申請件数 0件

ウ 熱中症予防対策

沖縄県では、熱中症の発生を未然に防止し、県民や観光客等の健康管理に資することを目的として、沖縄県熱中症対策事務処理要領に基づき毎年6月1日から9月30日の期間において県内の定点医療機関からの協力の下、熱中症発生届による熱中症発生状況の情報集を行い、取りまとめた。

令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症対応のため取りまとめは休止となった。

他方で、総務省消防庁における「夏期における熱中症による救急搬送人員の調査」が平成20年度から開始され、令和3年度からは「熱中症警戒アラート」が全国で運用開始されている。沖縄県においても、令和4年度から「熱中症警戒アラート」を活用して熱中症の発生動向を把握することとし、沖縄県熱中症対策事務処理要領に基づく情報収集を廃止している。

(4) 臨床検査業務

ア 性感染症及び肝炎検査(表1)

HIV一次スクリーニング検査(免疫クロマト法)、クラミジア抗原検査(免疫クロマト法)、梅毒検査(RPR法、免疫クロマト法)、HTLV-1抗体検査(PA法)、HBs抗原(免疫クロマト法)、HCV抗体(EIA法)・RNA定量検査(RT-PCR法)を実施

※ HIV抗体陽性・疑陽性は、衛生環境研究所にて抗体確認検査(WB法・PCR法)を実施

※ HCV抗体、HCV-RNA定量検査は委託の検査機関にて実施

検査体制 ※令和元年度は、令和2年1月～3月休止

令和2年度は、4月～5月、8月～令和3年3月休止

令和3年度は休止

令和4年度は、4月～11月休止、12月より再開

【曜日】 火 木：即日検査(当日結果説明、採血後2時間以内に)

※HCV抗体検査は2週間後に結果説明

【受付】 午前：9時～11時、午後：13時～15時 ※要予約

(表1) 性感染症及び肝炎・結核検査件数(令和4年度)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
HIV検査	男	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	4	3	12
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	4	4	14
HBS検査		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
HCV検査		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
クラミジア抗原検査		0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	4	5	16
梅毒検査		0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	4	5	16
QFT検査		0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	10	2	16
抗酸菌検査(塗抹培養)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 検便検査

三類感染症の報告があった場合、必要に応じて患者及び接触者の行政検便検査を行なう。

(表2) 感染症患者発生に伴う便検査件数

検査目的病原体	検査件数
腸管出血性大腸菌感染症 (O-111)	5
腸管出血性大腸菌感染症 (O-169)	1
腸管出血性大腸菌感染症 (OUT)	2
腸管出血性大腸菌感染症 (O-103)	2
腸管出血性大腸菌感染症 (O血性不明)	3
サルモネラ	0
赤痢	0
ビブリオ	0

ウ 結核対策関連検査（表1）

既往者や接触者に対して、抗酸菌検査（塗抹/培養）及びQFT検査を実施。